

職業能力開発局関係助成金の見直し概要

平成21年度

キャリア形成促進助成金	
訓練等支援給付金	(事業概要) 事業主がその従業員に職業訓練等を受けさせた場合、又は、その従業員の自発的な職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成。 そのうち、中小企業事業主がその従業員に対して職業訓練等を受けさせた場合、その経費及び賃金について平成21年度末までの暫定措置として、1/2(原則:1/3)を助成する。
中小企業雇用創出等能力開発助成金	
	(事業概要) 中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主が、その従業員に職業訓練等を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行った場合、要した費用の一部を助成。 そのうち、平成21年度末までの暫定措置として、小規模事業主(※)がその従業員に職業訓練等を受けさせた場合、その経費及び賃金の2/3(原則:1/2)を助成する。 ※ 常時雇用する労働者の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5人)を超えない中小企業者をいう。

平成22年度

キャリア形成促進助成金	
訓練等支援給付金	(見直し概要) (暫定措置を終了し、原則に戻る。)
中小企業雇用創出等能力開発助成金	
	(見直し概要) (暫定措置を終了し、原則に戻る。)

認定訓練助成事業費補助金	
	(事業概要) 中小企業事業主等が行う認定訓練を振興するために必要な助成又は援助を行う都道府県に対して、所要の経費を補助するもの。 そのうち、平成21年度末までの暫定措置として、実習併用職業訓練を振興するために都道府県がアドバイザーの設置等に要する経費について補助する。

認定訓練助成事業費補助金	
	(見直し概要) (暫定措置終了)

キャリア形成促進助成金について(平成22年度予定)

※網掛け部分が今回の
改正を反映した部分

1 概要

事業主が、その雇用する労働者等について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を実施した場合に支給する助成金。(支給機関:独立行政法人雇用・能力開発機構)

2 助成金の種類

① 訓練等支援給付金 (別添参照)

② 職業能力評価推進給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせる場合の助成

- 受験に要した経費及び受験期間中に支払った賃金の3/4

③ 地域雇用開発能力開発助成金

地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」内に事業所が所在する事業主であって、当該地域内等に居住する求職者を雇い入れ、年間職業能力開発計画に基づき、職業訓練を受けさせる場合の助成

- 職業訓練(OJTを除く。)に要した経費の1/2 (中小企業2/3)
職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (中小企業2/3)

④ 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小企業者等であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業訓練を受けさせる場合等の助成

- 職業訓練(OJTについては外部講師の謝金に限る。)に要した経費の1/2
労働者の申出による教育訓練について事業主が負担した経費の1/2
職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2
労働者の申出による教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1/2